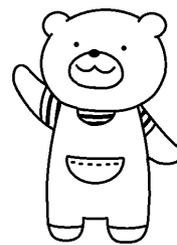


## 19 利用者負担額について

保育に必要な費用は、国、県および市の負担金ならびに保護者の負担する利用者負担額によって賄われています。

利用者負担額は、家計に与える影響を考慮し、所得や児童の年齢に応じて定める額を負担していただくことになります。

公立施設・私立施設（認可）ともに、算定基準及び額は同じです。

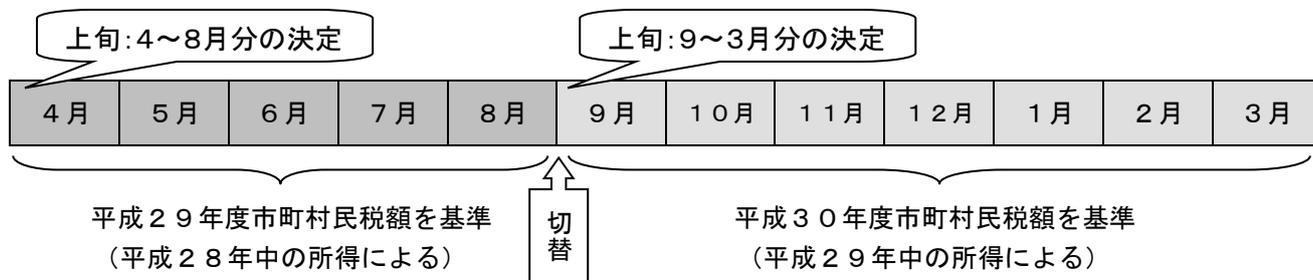


## 20 利用者負担額の算定について

原則として父母の市町村民税額を基準に、市が定める「利用者負担額基準額表（保育の利用）（17ページ参照）」に照らして、階層区分を認定します。

ただし、父母以外に家計の主宰者（主に生計を維持する者）がいる場合、主宰者を含めて算定します。

平成29年1月1日または平成30年1月1日時点での住所地の課税情報を参照します。



※ 利用者負担額の算定における市町村民税額は原則として、所得割を指します。ただし、調整控除を除く税額控除を適用する前の金額です。

※ 所得の修正による税額変更や、結婚・離婚などで保護者変更となった場合は、利用者負担額が変わることがありますので、必ず保育幼稚園課までご連絡ください。

※ 平成28年1月1日以降、海外赴任をされていた方、及び現在海外赴任中の方は、別途提出いただきたい資料がありますので、保育幼稚園課までご連絡ください。

※ 世帯の状況により、年度途中に追加で資料の提出をお願いする場合がありますので、ご了承ください。

※ 提出資料に不備がある場合等、利用者負担額を最高額で決定する場合があります。

### ◆寡婦（夫）控除のみなし適用について

婚姻等をしていないひとり親家庭の方（事実婚は除く）が、市が指定した対象事業を利用する場合、寡婦（夫）控除があるものとして所得を計算し、利用料等の減額を行うものです（別途申請・審査が必要です）。

※ 審査の結果、みなし適用を行っても利用者負担額が減額にならない場合があります。

※ 市指定の対象事業の負担額算定等のみ用いるものであり、税法上の控除を受けることはできません。

※ みなし適用を継続して受ける場合は毎年申請が必要です。

※ 所得や世帯状況に変更があった場合は、別途変更申請が必要です。

## 21 利用者負担額の納付

原則として、利用者負担額の納付は各種公金と同様に「口座振替（自動振込）」としています。

入園決定後に手続きいただき、その口座から、毎月末日（土、日、祝日の場合は、その翌営業日）に振り替えます（手続きについては、後日お知らせします）。

請求は、入園申込書に記入いただいた代表保護者宛てに行いますが、納付義務は保護者等の扶養義務者にあります。

なお、出欠に関わらず、その月に保育園に在籍していれば、一月分の利用者負担額がかかります。

### 【口座振替可能な機関】

- ・滋賀銀行 ・関西アーバン銀行 ・甲賀農業協同組合 ・滋賀県信用組合
- ・滋賀県民信用組合 ・湖東信用金庫 ・近畿労働金庫 ・グリーン近江農業協同組合
- ・京都銀行 ・ゆうちょ銀行（郵便局）



## 22 利用者負担額の滞納

利用者負担額を滞納された場合、滞納処分（差押え等）をさせていただくことがあります。

また、利用者負担額を3か月以上滞納した場合は、退園していただくことがあります。

なお、平成29年度以前の料金を滞納されている方については、平成30年度の入園を見合わせていただくことがありますので、至急納付についてご相談ください。

※ 滞納されている方には、事前の予告なく、園（送迎時）やご自宅を訪問することがあります。

※ 期限までに利用者負担額の納付がない方については、「甲賀市督促手数料及び延滞金徴収等に関する条例」に基づき督促状を発し、督促状1通につき100円の督促手数料を徴収します。

利用者負担額は、大切なお子さんをお預かりするのに重要な費用です。  
皆様のご理解、ご協力をお願いします。



## 23 利用者負担額の減免について

### ◆兄弟姉妹同時入園の場合の減免について

市町村民税所得割額が57,701円以上(D2階層の一部～D8階層)の世帯で保育園児の兄弟姉妹が、2人以上同時に次の施設に在籍している場合は、2人目の利用者負担額が基準額の半額、3人目以降の利用者負担額が免除(0円)になります。

なお、甲賀市で在籍状況を確認できない場合は、在籍証明書の提出を依頼することがあります。該当の方で適用されていない場合は、保育幼稚園課までご連絡ください。

- ・保育園、認定こども園(長時部)、家庭的保育事業所 に在籍<認可・認定施設に限る>
- ・幼稚園、認定こども園(短時部) に在籍<認可・認定施設に限る>
- ・特別支援学校幼稚部、情緒障害児短期治療施設通所部に在籍または、児童発達支援・医療型児童発達支援を利用

### ◆ひとり親世帯・障がいのある方がおられる世帯に対する減免について

ひとり親世帯・障がいのある方(障害者手帳等をお持ちの方)がおられる世帯のうち、「利用者負担額基準額表(保育の利用)(17ページ参照)」の市町村民税所得割額が77,101円未満(B2階層～D3階層の一部)の方は、利用者負担額の減免を受けることができます(別途審査が必要です)。

減免を受けるには手続きが必要です。減免対象となる可能性がある方には、個別に通知する予定です。

- (1) 市町村民税非課税(B2階層)の世帯は、利用者負担額が免除(0円)となります。
- (2) 市町村民税均等割のみ課税世帯(C12階層)と市町村民税所得割額が77,101円未満(C22階層～D3階層の一部)の世帯は、1人目の利用者負担が一部減免されます(減免後の額は17ページの「利用者負担額基準額表」参照)。また、保護者と生計を一にする入園児の兄・姉(年齢制限なし)がいる場合、2人目以降の利用者負担額が免除(0円)となります。

### ◆多子世帯に対する減免について

次の要件にあてはまる場合、利用者負担額の減免を受けることができます。

- (1) 市町村民税所得割額が57,700円未満(B2階層～D2階層の一部)の世帯のうち、保護者と生計を一にする入園児の兄・姉(年齢制限なし)がいる場合、2人目以降の利用者負担額が免除(0円)となります。
- (2) 市町村民税所得割額が57,701円以上97,000円未満(D2階層の一部～D3階層)の世帯のうち、保護者と生計を一にする入園児の兄・姉(年齢制限なし)が2人以上いる場合、3人目以降の利用者負担額が免除(0円)となります。

※ 「生計を一にする」とは、必ずしも同居していることを要件とするものではありません。

たとえば勤務・修学・療養等の都合上別居し、余暇には生活を共にしている場合や、常に生活費等の送金が行われている場合には、「生計を一にする」とします。また、同一の家屋で暮らしておられる場合は、特段の事情がない限り、「生計を一にする」とします。

※ 年度を越えて利用者負担額を変更・減額・還付等することはできません。減免申請等は、今後ご案内する期限内に提出をお願いします。

各月初日の入園児童の属する世帯の階層区分		利用者負担額基準額（月額） [単位：円]					
階層区分	定義	3歳未満児		3歳児		4歳以上児	
		保育標準時間	保育短時間	保育標準時間	保育短時間	保育標準時間	保育短時間
A	生活保護法による被保護世帯（単給世帯を含む）及び、中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律による支援給付受給世帯	0	0	0	0	0	0
B2	市町村民税非課税世帯	5,000 (0)	5,000 (0)	3,000 (0)	3,000 (0)	3,000 (0)	3,000 (0)
C12	市町村民税均等割のみ課税世帯 (所得割の額のない世帯)	8,900 (3,800)	8,800 (3,800)	6,800 (2,300)	6,700 (2,200)	6,800 (2,300)	6,700 (2,200)
C22	48,600円未満	15,000 (5,400)	14,800 (5,300)	12,600 (3,400)	12,400 (3,400)	12,600 (3,400)	12,400 (3,400)
D1	市町 48,600円以上 54,600円未満	18,000 (5,400)	17,700 (5,300)	15,600 (3,400)	15,400 (3,400)	15,600 (3,400)	15,400 (3,400)
D2	村民税 54,600円以上 60,600円未満	20,800 (5,400)	20,500 (5,300)	18,400 (3,400)	18,100 (3,400)	18,400 (3,400)	18,100 (3,400)
D3	所得割 60,600円以上 77,101円未満	24,000 (5,400)	23,600 (5,300)	21,600 (3,400)	21,300 (3,400)	21,600 (3,400)	21,300 (3,400)
	77,101円以上 97,000円未満	24,000	23,600	21,600	21,300	21,600	21,300
D4	額課 97,000円以上 169,000円未満	36,000	35,400	30,000	29,500	28,000	27,600
D5	税世帯 169,000円以上 247,000円未満	49,800	49,000	30,200	29,700	28,000	27,600
D6	301,000円以上 397,000円未満	50,800	50,000	30,700	30,200	28,200	27,800
D7	397,000円以上	53,800	52,900	32,200	31,700	29,200	28,800
D8		69,900	68,800	42,200	41,500	38,300	37,700

※ 3・4・5歳児は主食（米代）のみ月額300円を別途徴収します。

※ 所得割課税額は、調整控除を除く税額控除（配当控除や住宅借入金等特別税額控除等）適用前の金額です。

※ 平成30年4月～8月分は「平成29年度市町村民税額」を、平成30年9月～平成31年3月分は「平成30年度市町村民税額」を基に算定します。

※ 年齢区分は、平成30年4月1日時点での年齢です。年度内に誕生日を迎えても、年齢区分は変わりません。

※ 保育標準時間、保育短時間の認定については、「保育認定と保育必要量の区分について（6ページ）」をご覧ください。

※ ( )内の金額は、ひとり親世帯・障がいのある方がおられる世帯に対する減免を適用した場合の額です。利用者負担額の減免についての詳細は、16ページをご覧ください。

※ 資料の提出がない場合や、提出資料に不備がある場合、利用者負担額を最高額「D8」に決定することがあります。